東灘区地域コミュニティ交通導入活動補助金交付要綱

(令和3年10月22日 神戸市東灘区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、東灘区における地域の実情に応じた持続可能な交通の確保に向けて、東灘区内の地域が抱える交通課題の解決につながる、公共交通手段の導入に向けた地域組織の自主的な取組に要する経費の一部を補助することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地域コミュニティ交通 主に地域が実施主体となり運行する、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び、同法第 78 条に 基づく自家用有償旅客運送事業をいう。
 - (2) 社会実験期間 地域コミュニティ交通の導入に向けた、地域における代表的な組織の立ち上げ後から、地域コミュニティ交通の本格的な運行が開始されるまでの期間をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、地域コミュニティ交通の導入に向けた社会実験期間中における、第1条目的の規定に沿った地域の自主的な取り組み(以下「補助事業」という。)を対象とする。

(対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日まで とし、その期間に実施した事業を対象とする。

(対象団体)

- 第5条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助事業団体」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 地域交通における協働の取組に関する地域組織の認定要領(令和3年4月1日都市局長決定) に基づき、地域を代表する組織として市が認定した地域組織であること。
 - (2) 営利を主目的とした活動、宗教的又は政治的活動を行っていないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係でないこと。

(対象経費)

- 第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業団体が当該年度内に実績報告ができる経費かつ、第3条に定める事業のうち、次の各号に掲げる経費を対象とする。
 - (1) 地域コミュニティ交通に関する広報物(ニュース、パンフレット、チラシ等)の発行に要する経費
 - (2) 地域コミュニティ交通の需要調査に要する経費

(3) その他区長が認める経費

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、予算の範囲内で区長が決定するものとし、150,000 円を限度とする。 (交付の申請)
- 第8条 申請団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、あらかじめ東灘区役所と協議を行い、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
 - (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 事業計画書(様式第1号別紙)
 - (3) 収支予算書(様式第1号別紙)
 - (4) 団体規約及び団体構成員名簿、又はこれらに準ずる書類
 - (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

- 第9条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行う時は、次に掲げる書類により申請団体に通知するものとする。
 - (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは、 次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
- (2) その他区長が必要と認める書類
- 3 第1項の場合において、区長は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

- 第10条 補助事業団体は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、 次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。
 - (1) 補助事業変更承認申請書(様式第4号)
 - (2) 事業計画書(様式第4号別紙)
 - (3) 収支予算書(様式第4号別紙)
 - (4) その他区長が必要と認める書類
- 2 補助事業団体は、補助金規則第7条第1項第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助 事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前2項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが 適当であると認めたときは、その旨を補助事業変更承認通知書(様式第6号)又は補助事業中止 (廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助事業団体に通知するものとする。
- 4 天災地変等、補助事業団体の責めに帰さない事情により交付決定されていた補助事業を中止した場合は、区長が特に必要と認めた場合に限り、補助金規則第 10 条第1項ただし書きの規定により、補助事業を実施するために既に執行した経費のうち、区長が認める額の交付を受けることができる。

5 補助事業団体は、事業実施の期間中に代表者の変更があった場合は、その旨を速やかに区長に 通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

- 第11条 補助事業団体は、補助金規則第15条に基づき、補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに区長まで提出しなければならない。
 - (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
 - (2) 事業の実施状況が分かる書類
 - (3) 収支決算書(様式第8号別紙)
 - (4) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

- 第12条 区長は前条の規定による報告を受けたときは、補助金規則第16条第1項に従って当該報告書について審査し、次に掲げる書類により、補助事業団体に通知するものとする。
 - (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

- 第 13 条 補助事業団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第 10 号) を前条の補助金確定通知書(様式第 9 号)を受領後、速やかに区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算交付)

- 第14条 補助事業団体は、第3条に規定する事業について、補助金規則第18条第2項に基づき補助事業の完了前に概算交付を受けようとするときは、補助金概算交付請求書(様式第11号)を第9条第1項に規定する補助金交付決定通知書(様式第2号)を受理後、速やかに区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は概算交付の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求に係る補助金を補助事業団体に支払うものとする。
- 3 区長は、補助金規則第20条第2項に基づく返還が発生する場合は、補助事業団体から第11条に規定する補助事業実績報告書(様式第8号)を受理後、第12条に規定する補助金額確定通知書(様式第9号)及び納付書を送付し、ただちに返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 15 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、 速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により、当該補助事業団体に通知 するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(施行細目の委任)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年10月22日から施行する。